

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第65号	
事故等名	押船第二十五住力丸被押バージS-18乗揚	
発生年月日時刻	平成20年4月23日10時35分ごろ	
発生場所	香川県久通港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月17日 広島・地方事故調査官が、海難報告書を精査し、船舶所有者に事故発生場所及び損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船 第二十五住力丸 65トン	
船舶番号	135275	
船舶所有者等	有限会社住力商事	
船種・船名・総トン数	B バージ S-18 59m	
船舶番号(IMO 番号)	なし	
船舶所有者等	有限会社住力商事	
乗組員等に関する情報	A 船長 五級海技士(航海)	
	B	
負傷者	A 負傷者 なし	
	B 負傷者 なし	
損傷	A 推進器曲損、船底部ペイント剥離	
	B 船底部ペイント剥離	
事故等の経過	A船は、土砂を満載したB船を押して岡山県水島港に向け、香川県久通港を発したが、平成20年4月23日10時35分ごろ、同港の浅瀬に乗り揚げ、推進器等を損傷した。天候は晴で、風力2の北風が吹いており、潮候は上げ潮の中央期であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、久通港の水路状況の調査を十分に行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して航行中、水路状況の調査を十分に行わなかったため、両船が港内の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	